

議案第 19 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
附 則 (他の法律による給付との調整)	附 則 (他の法律による給付との調整)	附 則 (他の法律による給付との調整)
2～6 案 稿 7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当が支給される場合に該当する児童扶養手当の支給を受けける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらは手当の支給を受けける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなさないときは、当分の間、この条例の規定により規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を該各月分の額として支給するものとする。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付	2～6 案 稿 7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当が支給される場合に該当する児童扶養手当の支給を受けける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらは手当の支給を受けける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなさないときは、当分の間、この条例の規定により規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を該各月分の額として支給するものとする。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付	2～6 案 稿 7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当が支給される場合に該当する児童扶養手当の支給を受けける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらは手当の支給を受けける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなさないときは、当分の間、この条例の規定により規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を該各月分の額として支給するものとする。 (1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付 (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付